

納税証明書交付手数料を納付されるみなさまへ

令和3年10月1日から

納付方法が変わります

現在、納税証明書手数料は鳥取県収入証紙で納付することとなっていますが、鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了します。

令和3年10月1日からは以下の納付方法が変わります。

令和3年10月1日からの納付方法

●総合事務所に設置する窓口（これまで証紙販売を行っていた中部総合事務所2号館1階と同じ場所になります）で納付

- ①中部県税事務所窓口に来所②申請内容に応じた金額のバーコードを受け取る
- ③バーコードを持って、中部総合事務所2号館1階「中部食品衛生協会」で納付
- ④納付後、県提出用のレシートを中部県税事務所に提出（②で受け取ったバーコードは返却）

●電子申請と併せて行う電子納付

パソコン、スマートフォンを使用したペイジー、クレジットカードによる納付

■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用できます。

■使用予定がない証紙の払い戻し

令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の口座に返還します。

※ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。

※手続きの詳細が決まり次第、鳥取県庁ホームページでお知らせします。

<問い合わせ先>

○納税証明書交付手数料の納付に関すること

鳥取県中部県税事務所収税課管理担当 電話：0858-23-3102、3104
(倉吉市東巖城町2番地)

○鳥取県収入証紙に関すること

鳥取県会計管理局会計指導課 電話：0857-26-7437
(鳥取市東町1丁目220)